

三八上北国有林の地域別の森林計画書

(第三次変更計画)

(三八上北森林計画区)

計画期間 自 令和 2年4月 1日
至 令和 12年3月 31日

(第一次変更 令和 2年 12月)

(第二次変更 令和 3年 12月)

(第三次変更 令和 5年 12月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項により準用する法第5条第5項に基づき変更するものである。

- 1 豪雨による土砂流出等の対策として、治山工事箇所を追加する。

なお、本変更計画は、令和6年4月1日に効力を生じる。

【変更項目及び頁】

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

- (3) 実施すべき治山事業の数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)	10	前半5カ年の計画		
十和田市	10, 38, 39, 40, 41, 85, 89, 114, 115, 143		10	9	溪間工 山腹工 杭打工 集水井工 本数調整伐
三沢市	155	1	1	植栽工 本数調整伐	
七戸町	1402, 1410, 1411, 1412, 1413, 1416, 1417, 1420, 1431, 1442, 1508, 1521	12	3	溪間工 本数調整伐	
六ヶ所村	1134, 1135, 2140	3	3	本数調整伐	
三戸町	598	1	0	本数調整伐	
田子町	501, 504, 512, 513, 518, 522, 523, 525, 545, 547, 552, 567, 568	13	2	溪間工 本数調整伐	
合計		40	18		